

宮城県農業農村整備事業等測量業務共通仕様書 新旧対照表（令和2年10月）

(下線の部分は改正部分)

< 改正後（令和2年10月）>	< 現 行（令和元年10月）>	< 備 考 >
<p style="text-align: center;">条文</p> <p>第1条～第2条 [略]</p> <p>第3条 用語の定義 共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。 (1)～(3) [略] (4)「検査職員」とは、測量業務等の完了の検査に当たって、契約書第<u>3_2</u>条第2項の規定に基づき検査を行う者をいう。 (5)～(32) [略]</p> <p>第4条～第19条 [略]</p> <p>第20条 検査 受注者は、契約書第<u>3_2</u>条第1項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約書により義務付けられた資料の整備が全て完了し、調査職員に提出していなければならない。 2～3 [略]</p> <p>第21条 [略]</p> <p>第22条 条件変更等 契約書第18条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第<u>3_0</u>条第1項に規定する不可抗力による場合の他、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。 2 [略]</p> <p>第23条 契約変更 発注者は、次の各号に掲げる場合において、測量業務等の委託契約の変更を行うものとする。 (1)～(3) [略] (4)契約書第<u>3_1</u>条の規定に基づき、委託料の変更に代える設計図書の変更を行った場合 2 [略]</p>	<p style="text-align: center;">条文</p> <p>第1条～第2条 [略]</p> <p>第3条 用語の定義 共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。 (1)～(3) [略] (4)「検査職員」とは、測量業務等の完了の検査に当たって、契約書第<u>3_1</u>条第2項の規定に基づき検査を行う者をいう。 (5)～(32) [略]</p> <p>第4条～第19条 [略]</p> <p>第20条 検査 受注者は、契約書第<u>3_1</u>条第1項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約書により義務付けられた資料の整備が全て完了し、調査職員に提出していなければならない。 2～3 [略]</p> <p>第21条 [略]</p> <p>第22条 条件変更等 契約書第18条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第<u>2_9</u>条第1項に規定する不可抗力による場合の他、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。 2 [略]</p> <p>第23条 契約変更 発注者は、次の各号に掲げる場合において、測量業務等の委託契約の変更を行うものとする。 (1)～(3) [略] (4)契約書第<u>3_0</u>条の規定に基づき、委託料の変更に代える設計図書の変更を行った場合 2 [略]</p>	

宮城県農業農村整備事業等測量業務共通仕様書 新旧対照表（令和2年10月）

(下線の部分は改正部分)

< 改正後（令和2年10月）>	< 現 行（令和元年10月）>	< 備 考 >
第24条 履行期間の変更 <p>発注者は、受注者に対して測量業務等の変更の指示を行う場合には、履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知するものとする。</p> <p>2 受注者は、契約書第<u>2.3</u>条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。</p> <p>3 契約書第<u>2.4</u>条に基づき発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。</p>	第24条 履行期間の変更 <p>発注者は、受注者に対して測量業務等の変更の指示を行う場合には、履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知するものとする。</p> <p>2 受注者は、契約書第<u>2.2</u>条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。</p> <p>3 契約書第<u>2.3</u>条に基づき発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。</p>	
第25条 [略]	第25条 [略]	
第26条 発注者の賠償責任 <p>発注者は、以下の各号に該当する場合には、損害の賠償を行うものとする。</p> <p>(1) 契約書第<u>2.8</u>条に規定する一般的損害、契約書第<u>2.9</u>条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべきものとされた場合</p> <p>(2) [略]</p>	第26条 発注者の賠償責任 <p>発注者は、以下の各号に該当する場合には、損害の賠償を行うものとする。</p> <p>(1) 契約書第<u>2.7</u>条に規定する一般的損害、契約書第<u>2.8</u>条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべきものとされた場合</p> <p>(2) [略]</p>	
第27条 受注者の賠償責任 <p>受注者は、以下の各号に該当する場合には、損害の賠償を行わなければならない。</p> <p>(1) 契約書第<u>2.8</u>条に規定する一般的損害、契約書第<u>2.9</u>条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべきものとされた場合</p> <p>(2) 契約書第<u>4.4</u>条に規定する<u>契約不適合</u>責任に係る損害が生じた場合</p> <p>(3) [略]</p>	第27条 受注者の賠償責任 <p>受注者は、以下の各号に該当する場合には、損害の賠償を行わなければならない。</p> <p>(1) 契約書第<u>2.7</u>条に規定する一般的損害、契約書第<u>2.8</u>条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべきものとされた場合</p> <p>(2) 契約書第<u>4.2</u>条に規定する<u>かし</u>責任に係る損害が生じた場合</p> <p>(3) [略]</p>	
第28条 部分使用 <p>発注者は、次の各号に掲げる場合には、契約書第<u>3.4</u>条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>2 [略]</p>	第28条 部分使用 <p>発注者は、次の各号に掲げる場合には、契約書第<u>3.3</u>条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>2 [略]</p>	
第29条～第39条 [略]	第29条～第39条 [略]	